

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 日中展示会知財保護セミナー開催のご案内

中国においては、「展示会における知的財産権保護弁法」が2006年3月に施行され、展示会における知的財産権侵害に対する対策の強化が図られています。しかしながら、依然として中国展示会において、日本企業の知的財産権侵害品が出回っているという報告があります。また、展示会における知財侵害者に対する罰則が「展示会における知的財産権保護弁法」よりも緩やかであるという指摘があり、その一因として、出展者や展示会主催者の「展示会保護弁法」や知財保護に対する理解不足が考えられます。

こうした状況を改善するため、この度、日本国経済産業省及び中国商務部の共催により「日中展示会知財保護セミナー」を開催することになりました。

日時 2011年1月19日(水) 9:00-12:00

場所 長富宮飯店

主催 日本国経済産業省、中国商務部

実施主体 JETRO

参加者 中方 中国商務部、中国対外貿易中心、交易団 等

日方 日本国経済産業省、日系企業

言語 日中同時通訳

費用 無料

概要 下記 URL 中の開催案内ご参照

参加をご希望の方は、開催案内をご参照のうえお早めにお申し込みください。先着40名に達し次第、締め切りとさせていただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1788.html

2. 「JETRO Archive」コーナーのご案内

JETRO 北京センター知識産権部ホームページに、「JETRO Archive」コーナーが新設されました。このコーナーでは、JETRO 北京センターが実施した各種講演やセミナーの資料について、講演者本人の承諾が得られたものを随時掲載いたします。今後、内容を充実していく予定ですので、どうぞご利用ください。

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/JETRO_Archive.html

3. 北京市地下鉄で知財啓発活動を展開

JETRO 北京センターでは、知的財産権普及啓発活動の一環として、1月1日から1月28日まで、地下鉄王府井駅C出口のエスカレーターに、知的財産権保護の重要性を訴えるポ

スター広告を展開しております。

そのポスターに登場する可愛いパンダ達の 2011 年壁紙カレンダーが、当センターホームページから毎月ダウンロードいただけます。毎月 25 日以降、翌月のカレンダーをダウンロードできます。皆様、職場やご自宅で、どうぞ毎月ダウンロードしてご利用ください。

▽2011 年カレンダーのダウンロードページ

<http://www.jetro-pkip.org/calendar/2011calendar.html>

4. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14：00～17：00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

中国日本商会 IPG 事務局（JETRO 北京センター知識産権部、担当：高村、蔣）

E-Mail：post@jetro-pkip.org

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 第三回商標法改正、悪意ある先取り登録を規制（新華網 2010 年 12 月 9 日）
2. 「著作権質権登録弁法」が公布、2011 年より施行（新華網 2010 年 12 月 17 日）
3. 無形文化遺産法、全人大常務委で 2 回目の審議（国家知識産権網 2010 年 12 月 23 日）

○中央政府の動き

1. 田力普局長、中日韓特許庁長官会合に出席、協力成果を評価（国家知識産権網 2010

年 12 月 3 日)

2. 特別行動指導グループ、五つの面で知財権侵害の摘発を強化 (新華社 2010 年 12 月 2 日)
3. 工信部、「知財権侵害なければ、模倣も支援する」(京華時報 2010 年 12 月 1 日)
4. 国家版權局、著作権侵害の重点事件 55 件指定、速やかな解決を要求 (中国新聞出版報 2010 年 12 月 9 日)
5. 商標の審査周期が 1 年以内に、滞貨問題を徹底解決 (人民網 2010 年 12 月 9 日)
6. 中国政府が「自主創新指導リスト」の改正を承諾、米企業の進入規制緩和 (国家知識産権網 2010 年 12 月 17 日)
7. 商標審判事件の順番待ち期間が大幅に短縮、3 年間で 10 万件結審 (法制日報 2010 年 12 月 14 日)
8. 第 3 回中欧ハイレベル対話、知財提携強化で合意 (国家知識産権網 2010 年 12 月 22 日)
9. 科技部 2011 年のハイテク企業認定事業の重点は「パターン転換」(科技日報 2010 年 12 月 22 日)

○地方政府の動き

1. 北京市企業が PCT 出願補助金 2875 万元獲得、全国でトップ (人民網 2010 年 12 月 1 日)
2. 西部初の知的財産権仲裁院が重慶市で設立 (国家知識産権網 2010 年 12 月 9 日)
3. 重慶市、知財権侵害の摘発強化、通報者に巨額の報奨金 (国家知識産権網 2010 年 12 月 9 日)
4. 北京市公安局、「亮劍」行動で模倣品製造拠点 62 ヶ所摘発 (新華網 2010 年 12 月 14 日)
5. 26 の省、政府指導者が商標戦略指導グループのトップを担当 (法制日報 2010 年 12 月 23 日)
6. 重慶市に專利情報地域センター設立へ、西部では唯一 (国家知識産権網 2010 年 12 月 17 日)

○司法関連の動き

1. 外国当事者に係わった知的財産権 10 大事件が発表 (北京晚報 2010 年 12 月 3 日)
2. 最高裁と最高検: 知財権侵害の犯罪を嚴重摘発 (国家知識産権網 2010 年 12 月 2 日)
3. 黒龍江省高裁、賠償基準の統一などで指導意見 (東北網 2010 年 12 月 3 日)
4. 最高検、特別行動で 853 人が知財権侵害の疑いで逮捕 (国家知識産権網 2010 年 12 月 16 日)

○統計関連

1. 2010 年の專利出願件数、すでに 100 万件を突破 (国家知識産権網 2010 年 12 月 1 日)
2. 北京市の研究開発費が年平均 15.9% 増、ハイテク企業が 5600 社に (北京商報 2010 年 12 月 8 日)
3. 特許出願した工業企業は約 2 万 5000 社、2009 年 (国家知識産権網 2010 年 12 月 15 日)
4. 中国コンテンツ産業の成長率 十一五は年平均 15% 超 (新華社 2010 年 12 月 13 日)
5. 質検総局報告書: 知的財産権が製造業の品質競争力向上に寄与 (国家知識産権網 2010

年 12 月 24 日)

6. 工業・情報化部、情報技術分野の特許状況報告書を発表(中国網 2010 年 12 月 22 日)

○その他知財関連

1. 広州自動車ショー、大手メーカーなど 8 社が知財権保護を呼びかけ(華西都市報 2010 年 12 月 6 日)
2. 国家知識産権局、知的財産権事例集の読本を出版(国家知識産権網 2010 年 12 月 11 日)
3. 中国の出願総件数が来年にも世界トップか、国際研究機関が報告書(人民網 2010 年 12 月 17 日)
4. 国内初の特許オークション 成約率 40%(国家知識産権網 2010 年 12 月 23 日)

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★3. 無形文化遺産法、全人大常務委で 2 回目の審議★★★

12 月 20 日に開催された第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議で、無形文化遺産法の草案の 2 回目審議が行われた。社会全体の無形文化遺産保護の意識向上に努める旨の内容を法の総則に取り込むべきだという一部委員からの提案に応じ、全人代法律委員会では関連部門と研究を重ねた上、草案に「県レベル以上の人民政府が無形文化遺産の保護に関する啓蒙普及を強化し、社会全体の無形文化遺産保護の意識を向上させる」と明記するようになった。

草案ではまた、中華民族の優れた伝統文化を体現するものや、歴史的、文学的、芸術的、科学的価値を有する無形文化遺産に対し、国が伝承・伝播などの支援措置を講じて保護を加える方針が固められた。このほか、外国の組織・個人による無形文化遺産の調査研究活動についての規制規定も取り込まれている。外国の組織が中国で無形文化遺産について調査を行うには国内の研究機関と協力して進める必要があり、個人の場合は文化当局に許諾を取得しなければならないこととなる。(国家知識産権網 2010 年 12 月 23 日)

○中央政府の動き

★★★1. 田力普局長、中日韓特許庁長官会合に出席、協力成果を評価★★★

中国国家知識産権局の田力普局長が 12 月 2 日、日本の奈良市で開催された中日韓特許庁長官会合に出席した。田局長が会議の席上で演説し、中国の審査実務などの最新状況を説明したほか、知的財産権分野における 3 国の協力成果を高く評価した。

2001 年に発足した中日韓特許庁長官会合は今年に 10 回目を迎えた。会合では 3 国がそれぞれの最新状況を紹介した上、審査実務、特許審査ハイウェイ、意匠、自動化、人材育成を含めた各分野における協力の展開について意見を交わし、さらに、いかに ASEAN 諸国との協力を強化するかについても討議を行った。中国国家知識産権局の田力普局長は演説の中で、3 国の特許庁による協力体制の下で、各国が提携関係を強化したほか、それぞれの知的財産権事業でも目覚ましい成果を収めたとし、審査制度、自動化、人材育成など各分野での協力事業を評価したうえで、協力は中日韓 3 国だけでなく、世界全体の知的財産権事業の促進にも寄与するものだとの認識を示した。

会合の終了後、3 国の特許庁長官が会談の備忘録に署名した。次回の会合は 2011 年、

韓国で行われる。(国家知識産権網 2010年12月3日)

★★★6. 中国政府が「自主创新指導リスト」の改正を承諾、米企業の進出規制緩和★★★

中国は2011年に、政府調達、買付政策や資金面などで国の支援を受ける「重大技術装備自主イノベーション指導リスト」の内容を調整し、米国の電信設備メーカーの中国進出規制を緩和することになっている。国務院の王岐山副総理と米国の商務省のゲイリー・ロック長官、通商代表部のロナルド・カーク代表が共同で主宰し、14日から15日にかけて米国の首都ワシントンで開催された第21回中米商業貿易連合委員会会議で、中国政府が承諾した。

中米商業貿易連合委員会は両国が貿易、投資など分野の課題を協議する枠組みとして1983年に発足し、今年は21回目の会合を迎えた。双方が貿易、投資、農産品、検疫技術とその基準、知的財産権、二国間協力などについて幅広く踏み込んで意見を交わし、複数の協力文書を調印した。米国側が貿易救済措置の慎重な採用や中国側の商標審査官に対する研修プロジェクトの早急実施などを承諾したのに対し、中国側は「重大技術装備自主イノベーション指導リスト」の内容を調整し、米国の電信設備メーカーの中国進出規制を緩和する方針を明らかにしたほか、米国側が懸念している知的財産権問題について、▽知的財産権侵害行為を取り締まる特別行動の実施、▽正規ソフトウェアの普及促進、▽ニセ物薬品通報センターの早期設立——などを承諾した。(国家知識産権網 2010年12月17日)

★★★8. 第3回中欧ハイレベル対話、知財提携強化で合意★★★

第3回中欧経済貿易ハイレベル対話が21日、北京で開催された。国務院の王岐山副総理、欧州委員会のホアキン・アルムニア副委員長(競争政策)、カレル・デフフト委員(通商)、オリ・レーン委員(経済・通貨)が対話の共同議長を務めた。双方がマクロ経済、貿易・投資、競争、イノベーション、税関協力などについて踏み込んで意見を交わし、合意に達した。

双方はハイテク貿易分野における提携を引き続き強化し、中欧ハイテク貿易作業部会の第一回会合を早期行うことや、工業品、消費財それに食品の安全などの分野での協力を引き続き強化することなどで一致したほか、▽知的財産権分野における交流と協力のいっそう強化、知的財産権特別専門家グループや地理的表示に関する協力の交渉の早期発足、▽省エネルギーなど分野での研究と技術協力の継続、▽イノベーション分野の人材交流、提携強化、研究開発支援資金の増加、▽不正競争防止分野での交流・協力——などについても合意した。このほか、双方の税関当局は「税関協力戦略枠組」と「税関知的財産権行動計画」の期間を延長する契約にも調印した。欧州側はまた、中国側との交流を引き続き強化し、中国の「市場経済国地位」を一日も早く承認するよう努めていきたいと表明した。(国家知識産権網 2010年12月22日)

○地方政府の動き

★★★2. 西部初の知的財産権仲裁院が重慶市で設立★★★

中国西部初の知的財産権を対象とする仲裁機構、重慶知的財産権仲裁院が12月9日、正式に運営を始めた。重慶市知識産権局と重慶市仲裁委員会が共同設立したもので、知的財産権をめぐる紛争の快速で効果的な解決に活用されるのが期待されている。

仲裁院は、当事者の間で締結された契約の仲裁条項、またはその他の書面による仲裁合意、それに中国の法律と国内外の慣例、仲裁規則に基づき、工業所有権、著作権、技術の

取引契約に係わる紛争、および知的財産権侵害事件を含めた知的財産権をめぐる各種の紛争の仲裁を受理する。

また、訴訟などに比べて効率性や利便性、守秘性が高い仲裁手続きの役割を十分果たせるために、仲裁院は知的財産権分野における多くの有識者、業界専門家、大学教授を仲裁人として招聘している。(国家知識産権網 2010年12月9日)

★★★3. 重慶市、知財権侵害の摘発強化、通報者に巨額の報奨金★★★

重慶市は知的財産権をめぐった侵害行為を告発、通報する者に報奨金を与える制度を導入し、関連の規定を近く発表することになっている。12月8日、知的財産権の侵害行為を摘発する特別行動について重慶市で行われた活動報告会で、重慶市知識産権局の袁傑局長が明らかにした。

まもなく発表される報奨制度によると、市民はホットライン「12330」に知的財産権侵害や模倣品の生産販売の行為を通報することができ、重大事件の摘発に寄与した通報者には1万元以上の賞金が与えられることとなる。

袁傑局長はまた、10月から進めてきた特別行動において公安局、税関を含めた市の各部門の収めた成果を紹介した。公安局の実施している「亮剣」行動では500万元の商品に係わった登録商標詐称事件が摘発され、重慶市税関では商標権と意匠権を侵害した疑いで発電機500台が差し押さえられたことがわかった。(国家知識産権網 2010年12月9日)

★★★6. 重慶市に専利情報地域センター設立へ、西部では唯一★★★

国家知識産権局は特許、実用新案、意匠の情報を扱う全国専利情報公共サービスシステム中の五つの地域情報サービスセンターをそれぞれ、広東省、上海市、江蘇省、山東省、重慶市に設立することを決定した。このほど専利情報の活用促進業務について行われた全国会議で明らかになった。

国の知的財産権戦略の実施徹底を押し進めるために、国家知識産権局は「一つの国家専利データセンター、五つの地域専利情報サービスセンター、47の地方専利情報サービス拠点」から構成する三段階の全国専利情報公共サービスシステムの整備を決定した。西部地域に設立される地域情報サービスセンターとしては重慶市が唯一となる。同市の知識産権局の関係責任者が、企業の特許などの情報に対する需要が多い一方、重慶市ではデータ不足が深刻な問題となっていると指摘した上、地域センターが設立後、全国各地のデータベースを直接アクセスすることができるため、企業の情報獲得はより便利になるだろうと話している。同責任者によると、重慶市の地域情報サービスセンターは今後3~5年以内に完成されるという。(国家知識産権網 2010年12月17日)

○司法関連の動き

★★★2. 最高裁と最高検：知財権侵害の犯罪を厳重摘発★★★

全国で知的財産権侵害と模倣品の製造販売を取り締まる特別行動が展開されているのにあわせ、最高人民法院(最高裁)と最高人民検察院(最高検)は1日、それぞれの部署に対し、知的財産権の侵害と模倣品の製造販売を厳重に摘発することを求める活動方針を傳達した。

最高人民法院は各級の裁判所に対し、▽知的財産権侵害と模倣品製造販売をめぐった犯罪事件の審理を急ぎ、犯罪者を厳しく処罰する▽主刑を正確に適用するとともに、罰金刑の適用の拡大、再犯防止の経済上の手段として違法所得、犯罪道具の没収や侵害製品の廃棄処分などを徹底させる▽公安、検察機関および知的財産権管理当局との連携を強化する

——ことを求めている。

最高人民検察院は各級の検察機関に対し、▽監督、監査の職能を十分果たせ、犯罪事件の不正な処理を適時に是正させる▽工商管理、税関、農業、文化、新聞出版、知的財産権、食品薬品監督など行政当局との連携を密接にし、連合会議や情報の総合通報などを通じて犯罪事件の解明や司法機関への移送を促す——などを求めている。(国家知識産権網 2010年12月2日)

★★★4. 最高検、特別行動で853人が知財権侵害の疑いで逮捕★★★

全国の各検察院は今年10月から進めてきた、知的財産権侵害とニセモノ製販を取り締まる特別行動で、犯罪事件467件を摘発し容疑者853人を逮捕したほか、600事件で1169人を起訴した。最高人民検察院(最高検)の関係責任者が16日、明らかにした。

最高検の発表によると、特別行動では知的財産権侵害にあたる犯罪事件239件で439人、ニセモノ製造販売事件228件で414人、合わせて467件で容疑者853人が逮捕された。知的財産権侵害事件の中、商標権侵害が173件、著作権侵害が11件、営業秘密侵害が3件、その他の侵害事件が52件で、逮捕された容疑者数はそれぞれ商標権侵害が304人、著作権侵害が22人、営業秘密侵害が5人、その他が108人となっている。また、ニセモノ製造販売事件の摘発件数と逮捕者数の内訳は、ニセモノと劣悪製品の製造販売が184事件342人、ニセモノ薬品の製造販売が25事件41人、ニセモノの農薬、けもの薬、化学肥料の製造販売が8事件10人、その他が11事件21人となっている。

一方、知的財産権侵害とニセモノ製販に係わった600事件で起訴された容疑者が1169人で、内訳は知的財産権侵害が330事件の598人、ニセモノ製造販売が270事件の571人となっている。(国家知識産権網 2010年12月16日)

○統計関連

★★★1. 2010年の専利出願件数、すでに100万件を突破★★★

国家知識産権局が今年に受理した専利(特許、実用新案、意匠)の出願件数は11月18日現在、100万925件に達し、年間の受理件数として初めて100万件を突破した。権利別に見れば、特許が全体の32.3%にあたる32万3266件、実用新案が同33.7%の33万7659件、意匠が同34%の34万件となっている。

国家知識産権局の関係責任者によると、専利出願件数は1996年に10万件、2001年に20万件、2006年に50万件、2010年に100万件をそれぞれ突破し、5年間ごとに倍増する急成長の傾向を見せている。同責任者はまた、中国の経済成長、研究開発投資の増加、イノベーション活動の活躍などに伴い専利事業も快速な発展を実現したとし、出願件数急増の背景を説明したうえ、件数が増加している一方、先進国と外国の多国籍企業に比べて、ハイテク技術やコア技術関連の内国出願はまだ不足していると指摘し、今後はイノベーションを奨励、保護する専利制度の活用をいっそう強化すべきだとの見方を示した。(国家知識産権網 2010年12月1日)

★★★3. 特許出願した工業企業は約2万5000社、2009年★★★

国家知識産権局と国家統計局が共同で行った統計によると、統計対象となる全国の工業企業42万9000社の内、2009年に特許、実用新案、意匠を出願した工業企業は全体の5.9%にあたる2万5375社で、前年より41.9%増加したことがわかった。この中、登録に成功した企業は1万8951社で、前年より42.7%増加し、全体に占める比率は4.4%となっている。

特許などを出願した企業には、経営が良好で、新製品の売上高と輸出額が順調に増えているなどの特徴が伺える。2009年にこれらの企業による売上総額は全体の25.4%にあたる13兆8661億元、新製品の売上総額は同60.6%の3兆9922億元、新製品の輸出額は同57.7%の6682億元となっている。一社当たり平均のデータを見れば、特許出願した工業企業は売上総額が平均値の4.3倍にあたる5億5000万元、新製品の売上総額が10.3倍の1億6000万元、新製品の輸出額が9.8倍の2600万元、利益総額が4.6倍の3700万元となっている。

特許出願した企業のリスク対応力も一般の企業より強く、国際金融危機の影響を受けた2009年には統計対象となる工業企業全体の輸出額が前年より18.1%減少したのに対して、特許出願した企業ではたった5.7%の減少であった。(国家知識産権網 2010年12月15日)

★★★5. 質検総局報告書：知的財産権が製造業の品質競争力向上に寄与★★★

国家質量監督検疫総局(質検総局)が12月20日、製造業の品質競争力についての調査結果をまとめた「2009年全国製造業品質競争力指数報告」を発表した。品質による競争力を示す指数は82.14で、前年の81.18より0.96ポイント増加し、中国製造業の競争力がいっそう上昇したことが分かった。

報告書では、昨年に製造業の技術水準が安定的に向上し、製品の品質に明らかな改善が見られたことを指摘するとともに、企業による研究・開発への投資が拡大し、通年の研究開発費が前年より18.32%増の3000億元超で、主要業務の営業収入に占める比率も同0.11ポイント増の1.07%に達しており、特許登録件数が6万件を超えたなどを説明した。イノベーション能力と新製品開発能力の増強で競争力の向上につながったことが伺える。報告書によると、2009年に全国の質量監督局で141種類の製品に対して2万回以上のサンプリング検査を行った結果、合格率が87.8%、前年の84.5%より3.3ポイント増えたことがわかった。(国家知識産権網 2010年12月24日)

○その他知財関連

★★★2. 国家知識産権局、知的財産権事例集の読本を出版★★★

国家知識産権局の編集した「知的財産権事例集読本」がこのほど、北京で出版された。知的財産権知識の普及・啓蒙を促進する狙いで、知的財産権分野で近年発生した事件のうち、特に影響が深かった数十件を選んで作成した。物語の形でさまざまな知的財産権紛争を再現したもので、企業管理者の策略決定をする際の参考になることも期待されている。

関係者の説明によると、国家知識産権局は、知的財産権事例の宣伝強化を求める国の指示に基づき、知的財産権侵害と模倣品製造販売を取り締まる特別行動の展開に合わせて、同書の編集を決定した。このほか、青少年向けの知的財産権啓蒙を強化するために、同局は子供読者を対象とする絵本、「読まなきゃ損! 知的財産権の物語」の編集にも着手しており、来年1月にも出版されるという。(国家知識産権網 2010年12月11日)

★★★4. 国内初の特許オークション 成約率40%★★★

中国科学院計算技術研究所は16日、第1回特許オークションを中国技術取引所で行った。

今回、同研究所が行ったオークションは知能情報、無線通信、集積回路、モノのインターネットなどの分野にわたる70件の標的が対象。内訳は専利ポートフォリオ8件、最低価格を設定した専利権38件、最低価格を設定しない専利権24件となっている。激しい競

り合いの末、国内企業 8 社が 28 件を落札した。契約総額は約 300 万元。

オークション対象 70 件の標的が専利権 90 件を含み、その中、発明特許 84 件、実用新案が 5 件、意匠権が 1 件となっていた。今回のオークションは我が国の専門科学研究機関が初めて技術権利を集中してオークションを行うもので、市場化の価格を競う取引方式を通じて特許権の移転を実現する初めての試みでもあった。

オークションは中国科学院計算機技術研究所が主催し、中国技術取引所、北京集佳知識産権代理有限公司などの 4 部門は共同で引き受けたもの。

中国科学院計算機技術研究所の李国傑所長は、「今回のオークション成功によって企業がいかに技術が必要としているかが見て取れた。技術生産者であるわが研究所は国家的な科学研究のほかにも、市場の需要に対応した特許を開発し、市場の審判を受けることの必要性を痛感した」と述べた。

中国技術取引所の熊取締役会長は「オークション成功によって、特許技術オークションが従来の技術取引方法をうまく補えることが証明された。操作方法の透明化、価格決定メカニズムの市場化、取引フローの規範化は、中国独特の技術取引サービス体系の整備に重要な意義がある」と語った。(国家知識産権網 2010 年 12 月 23 日)

=====

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局 (SIPO) より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved